

募集する実証対象技術領域(6 領域)について

※各領域の()内の例は、あくまでも一例であり、ここに記載されている技術に限定するものではありません。

・申請書では、申請する環境技術が該当する技術領域のところに☑を入れて頂きます。尚、☑を入れた技術領域に環境技術が該当しないと判断される場合は、その旨通知し、修正頂くことがあります。

①水・土壌環境保全技術領域

(例: 自然地域トイレし尿処理技術、有機性排水処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、水質汚染対策技術、土壌汚染対策技術等)

②気候変動対策技術領域

(例: 中小水力発電技術、ヒートアイランド対策技術(ヒートポンプ)、気候変動対策技術等)

③自然環境保全技術領域

(例: 自然地域トイレし尿処理技術、湖沼等水質浄化技術、閉鎖性海域の水環境改善技術、生物多様性確保技術、外来種対策技術等)

④大気環境保全技術領域

(例: ヒートアイランド対策技術(建築物外皮による空調負荷低減等技術)、大気汚染対策技術(排ガス、ダイオキシン類、有害物質等)、生活環境保全技術(騒音・振動防止、光害対策、悪臭対策、大気排熱抑制)等)

⑤資源循環技術領域

(例: 資源・リサイクルに関する技術等)

⑥環境測定技術領域

(例: VOC 等簡易測定技術、上記 5 つの領域に関する測定技術全般等)